

丸亀市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年3月17日

丸亀市監査委員 三谷英昭
丸亀市監査委員 三谷節三

定期監査結果報告書

～平成22年度定期監査～

平成23年3月

丸亀市監査委員

平成 2 2 年度定期監査報告書

第 1 監査の対象及び期間

対 象		内 容	監 査 期 間
部 課 等 名			
幼稚園 (教育委員会)	本島、あやうた	平成 22 年 6 月 30 日 現在の資料による	平成 22 年 7 月 29 日から 平成 22 年 8 月 19 日まで
保育所 (児童課)	飯野、垂水、城辰	平成 22 年 6 月 30 日 現在の資料による	平成 22 年 7 月 29 日から 平成 22 年 8 月 19 日まで
小学校 (教育委員会)	垂水、本島、小手島	平成 22 年 6 月 30 日 現在の資料による	平成 22 年 7 月 29 日から 平成 22 年 8 月 20 日まで
中学校 (教育委員会)	東、西	平成 22 年 6 月 30 日 現在の資料による	平成 22 年 7 月 29 日から 平成 22 年 8 月 20 日まで
健康福祉部	福祉課、児童課	平成 22 年 8 月 31 日 現在の資料による	平成 22 年 9 月 21 日から 平成 22 年 10 月 12 日まで
	介護支援課、健康課、亀寿園	平成 22 年 8 月 31 日 現在の資料による	平成 22 年 9 月 21 日から 平成 22 年 10 月 15 日まで
都市経済部	住宅課、農林水産課	平成 22 年 8 月 31 日 現在の資料による	平成 22 年 9 月 28 日から 平成 22 年 10 月 21 日まで
	都市計画課、建設課	平成 22 年 8 月 31 日 現在の資料による	平成 22 年 9 月 28 日から 平成 22 年 10 月 27 日まで
	土地改良課、商工観光課	平成 22 年 8 月 31 日 現在の資料による	平成 22 年 9 月 28 日から 平成 22 年 11 月 1 日まで
農業委員会		平成 22 年 8 月 31 日 現在の資料による	平成 22 年 9 月 28 日から 平成 22 年 11 月 1 日まで
競艇事業部	経営課、営業課	平成 22 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 22 年 10 月 15 日から 平成 22 年 11 月 4 日まで
会計課		平成 22 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 22 年 10 月 15 日から 平成 22 年 11 月 4 日まで
上下水道部	経営課、上水道課、下水道課	平成 22 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 22 年 10 月 15 日から 平成 22 年 11 月 9 日まで
生活環境部	生活課、市民課	平成 22 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 22 年 10 月 22 日から 平成 22 年 11 月 12 日まで
	クリーン課、人権課	平成 22 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 22 年 10 月 22 日から 平成 22 年 11 月 19 日まで
	保険課、環境課	平成 22 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 22 年 10 月 22 日から 平成 22 年 11 月 29 日まで

対 象		監 査 期 間	
部 課 等 名	内 容		
消防本部	総務課、予防課、防災課 危機管理課、消防署	平成 22 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 22 年 11 月 30 日から 平成 22 年 12 月 21 日まで
議会事務局		平成 22 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 22 年 11 月 30 日から 平成 22 年 12 月 21 日まで
教育部	総務課、学校教育課 少年育成センター	平成 22 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 22 年 12 月 24 日から 平成 23 年 1 月 7 日まで
	文化課、生涯学習課	平成 22 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 22 年 12 月 24 日から 平成 23 年 1 月 14 日まで
	図書館、学校給食センター	平成 22 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 22 年 12 月 24 日から 平成 23 年 1 月 21 日まで
選挙管理委員会		平成 22 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 23 年 1 月 14 日から 平成 23 年 2 月 3 日まで
総務部	庶務課、職員課	平成 22 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 23 年 1 月 14 日から 平成 23 年 2 月 3 日まで
	秘書広報課	平成 22 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 23 年 1 月 14 日から 平成 23 年 2 月 10 日まで
企画財政部	税務課	平成 22 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 23 年 1 月 28 日から 平成 23 年 2 月 10 日まで
	綾歌市民総合センター 飯山市民総合センター	平成 22 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 23 年 1 月 28 日から 平成 23 年 2 月 18 日まで
	企画課、財政課	平成 22 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 23 年 1 月 28 日から 平成 23 年 2 月 22 日まで

第 2 監査の方法

監査は、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産の管理等の事務の執行が法令に従って適正に行われているか。
- (2) 経営に係る事業の管理が法令に従って適正に行われているか。
- (3) 組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているか。

また、今年度の監査テーマとして掲げている備品の監査については、消防本部と飯山市民総合

センターを対象に、備品台帳からの抽出によりそれぞれ現場において備品の有無、使用状況などに留意し、関係職員の説明を聴取して監査を実施した。

なお、行政監査については、監査の過程で必要に応じて適正及び効率性、能率性の確保に留意して監査を行った。

第3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項等に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

指摘事項

1 各課共通事項

- 小額の修繕等で見積書を徴して決定をする際、業者から見積書を徴した後に詳細にチェックして施工金額を決定し決定印を押印した後、改めて施工金額による見積書を業者から徴しているが、改めて徴した見積書には決定のゴム印のみで決定印の押印が見られない。基本的に最初に徴した見積書で決定したのは施工金額の内部意思であり、改めて徴した施工金額による見積書は業者からの新たな申し込みとなることから、それに対して決定印を押印し決定とすること。
- 契約書冒頭の契約者名が丸亀市（以下「甲」という。）となっている代表者名の記載漏れや支払条項において不明瞭な記載が多く見受けられるので、公文例規程に沿った契約書とすること。
- 代理人による入札で、委任状が「下記業務の見積に関する一切の権限を委任」となっているものや、代理人による見積りでも「下記業務の入札に関する一切の権限を委任」となっている委任状などが散見されるが、これらは無効な入札、見積りとなることから、入札執行及び見積り合せの際には契約規則及び入札心得に沿った提出書類となっているか、充分に確認し、適正に行なうこと。
- 土地賃貸借契約において、「賃貸借期間が満了する1ヶ月前までにそれぞれ相手方に対して文書で特段の意思表示をしない場合は、契約を1年間更新する。」という自動更新契約が見受けられるが、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これを

しなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、いわゆる自動更新条項を設けることはできないこととなっているので、次回契約更新時には長期継続契約も考慮した上で、契約の更新ごとに賃借料の見直しも含めて相手方と協議し、改めて契約を締結すること。

- 他団体の職員が庁舎を事務所として使用する場合は、行政財産目的外使用許可申請を提出させること。

2 各課個別事項

【健康福祉部】

福祉課

- 綾歌健康づくりふれあいセンターの自動販売機の設置については、指定管理者が協定書等に定められている「利用者の利便性向上のため」のものであり、行政財産の目的外使用許可は必要ないと思われるが、利用者の利便性向上のために自動販売機を設置する場合には承認願いを提出させ、所管課は決裁行為により承認すること。

児童課

- 現金受入票綴の冊番号は保育所ごとに全て1番として交付しているので、出納員又は交付責任者は、冊番号が同じ番号にならないように連番として交付するように改めること。
- 各保育所幼児送迎用駐車場用地借上契約において、契約期間は単年度であるが、長期継続契約の様式により契約しており、特約事項など不明瞭な契約となっているので、改めること。

【都市経済部】

農林水産課

- カワウ食害対策負担金の契約書では、契約者が中讃地区カワウ対策協議会であるにも係わらず、中讃地区漁業組合連合会の印を押印し、負担金の領収も中讃地区漁業組合連合会となっている。債権者を十分に確認した上で契約を締結すること。

【競艇事業部】

- ポートピア朝倉土地賃貸借契約は長期継続契約としているが、契約書に長期継続契約と明記されていないことや賃借料の支払い時期及び支払方法の記載が無いので、契約書に明記すること。また、この契約書の第4条で「前項に定める賃貸借期間が満了する2ヶ月前までにそれぞれ相手方に対して文書で特段の意思表示をしない場合は、本契約を3年更新

する。以降も同様とする。」という、自動更新条項が入っているが、本来、次年度以降において経費の支出を伴う契約を締結するためには、債務負担行為等の予算措置を講じておく必要があるが、長期継続契約は条例で定める契約に限り、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できるものであることから、期間満了後は、双方が賃借料も含めて協議し、再度契約を締結すること。

【消防本部】

- 宝くじ助成備品や他から寄贈を受けた備品等の備品登録が出来ていないので、備品登録をすること。また、検査機器等で使用していないものは不用返納等の手続きをすること。

【生活環境部】

クリーン課

- 資源有価物売買契約で、アルミ缶、スチール缶の入札を同じ日に行っており、代理人による入札で2件纏めた委任状を徴してそれぞれ入札を行っているが、入札件名ごとに委任状を徴すること。また、委任状は徴しているが入札書に会社名及び代理人だけの記載で代表者名の記載がない入札書が見られた。見積り合せや入札執行に当っては、契約規則及び入札心得に従って執行すること。

【教育部】

少年育成センター

- 少年を守る会の予算より、青少年健全育成推進協議会に会場使用料を流用しているが、事務局が同じだからといっても、他団体の予算を流用することは不適切であるので、青少年健全育成推進協議会で使用する経費は、その団体で手当てをすること。

文化課

- 文化振興事業補助金申請に添付されている収支予算書の支出の部で、次年度繰越金が予算計上されている。これは寄附金を貰って次年度以降で一定の額が溜まったら事業に充当するということであるが、地方自治法第208条の会計年度独立の原則では、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」と規定されていることから、どうしても次年度以降に充当しなければいけない特別な目的があるのであれば、基金等として別会計を設けて管理すること。

生涯学習課

- 綾歌総合運動公園外指定管理委託、土器川体育センター外指定管理委託協定書第 16 条では、「乙は各年度ごとにあらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、各年度の前の年の 10 月末日までに甲に提出し、その承認を得なければならない。」と規定されているが、実際には指定管理者選定段階で何ヶ年かの事業計画をまとめて提出させ、それにより承認をしているので、各年度前に年度別事業計画書を提出する必要がないのであれば協定書を見直すこと。

【選挙管理委員会】

- 参議院議員選挙及び香川県知事選挙ポスター掲示場設置及び撤去業務を纏めて契約し、履行期間は 5 月 14 日から 9 月 6 日として、それぞれ支出負担行為を起こし検査を行っているが、それぞれの検査調書の委託期間及び完了届の履行期間は選挙日が違う関係から、契約書の履行期間との相違が見られる。検査調書の委託期間及び完了届の履行期間については、契約書に記載された履行期間とすること。また、このような場合は仕様書等によりそれぞれの履行期間を定めて契約し、それに基づき検査検収を行うこと。

【企画財政部】

飯山市民総合センター

- 庁舎東側設置の電柱占用の行政財産目的外使用許可については、平成 19 年度の行政財産目的外使用許可申請書に期間満了後も継続使用をしたい旨が記載され、期間満了後も相手方から申請書が提出されていない。行政財産目的外使用許可申請については、更新の都度、申請書を提出させること。
- 備品現地監査において、電話台、テーブプリンター、卓球台などが不明であるので、不用返納等の事務処理を適正に行うこと。

第 4 意見

本市の運営の合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

1 各課共通意見

- 備品台帳に職員が使用している机、椅子で登録していないものが見受けられたので、速やかに備品登録をしていただきたい。また、使用していないものや使用不能な備品は不用返納等の手続きをしていただきたい。
- 土地、建物賃貸借契約において、市が貸す場合の規定は丸亀市行政財産の使用料徴収条例において定めているが、市が土地、建物を借りる場合の規定は定められていないので、

各部署によって借上料にかなりのバラツキが見られる。幼稚園、保育所の幼児送迎用駐車場については、土地借上げの基本的な考え方の中で、固定資産税の倍額という明確な考え方を示しているが、その他の契約においては借上料の基準がないことから、契約時に苦慮しているのが現状のようである。今後、公平でスムーズな賃貸借契約が締結できるよう一定の基準を設けるなど、検討していただきたい。

- 自動販売機等の行政財産目的外使用許可に基づく使用料については、丸亀市行政財産の使用料徴収条例により、建物の中に設置した場合は再建築価額が基準とされ、建物外に設置した場合は土地の固定資産評価額が基準となるため、全く評価が違っている。また、同じ敷地内に複数の建物がある場合は、建物ごとに再建築価額が違うため、それぞれ使用料が異なっているが、公平性の観点からも同じ敷地内については使用料を統一できないか検討していただきたい。
- 行政委員の旅費については、丸亀市職員の旅費支給条例の例により支給することとなっており、県外出張の際の宿泊費については定額で支給しているが、丸亀市職員の旅費支給条例第 19 条の旅費の調整においては「この条例による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。」となっている。また、職員課からの平成 22 年 1 月 6 日付けの旅費計算についての通知文書でも宿泊費は実費とすることとなっているので、宿泊費は概算で支出し、出張終了後に精算できないか検討していただきたい。

2 各課個別意見

【保育所共通事項】

- ボランティア保険へは現在年間を通じて加入しているようであるが、ボランティア活動以外には保険適用されないことから、行事毎にその都度加入する場合とどちらが有利であるか検討していただきたい。

【小学校・中学校共通事項】

- 就学奨励費の受給申請書における民生委員の所見が付されていないものが多いという問題については、制度上の趣旨を踏まえ、他市の状況も参考にした上でそのあり方について、検討していただきたい。

【健康福祉部】

健康課

- 丸亀市医師会地域医療協力費は、仕様書で具体的にお願いする内容がないようであるが、医師会内の調整費が必要であれば、医師会に具体的に業務をお願いする際の経費に含めて支出すればいいのではないかとと思われる。また、丸亀市医師会は委託料、綾歌地区医師会は負担金で支出しているため、費目は統一していただきたい。

【都市経済部】

建設課

- 丸亀港港湾施設使用料徴収収納事務委託でシルバー人材センターと契約を締結しているが、港湾施設使用料受入票綴受払簿での受領印は法人印ではなく、集金人が分任出納員を通じて管理者及び会計管理者に届出をした港湾施設使用料受入票綴に使用する印鑑で受領するようできないか検討していただきたい。

商工観光課

- 丸亀お城まつり協賛会から、丸亀お城まつり実行委員会に補助金を支出しているが、市の被補助団体から他の団体に補助することの可否について再度検討していただきたい。

【上下水道部】

下水道課

- 水質汚濁防止法に基づく有害なものを排出する恐れのある事業場や小規模な飲食店、ガソリンスタンド等油分を扱う事業場にはきめ細やかな指導をしていただきたい。

【生活環境部】

生活課

- 各コミュニティの運営助成金の繰越額が多く見受けられるが、事業内容を精査し原因を調査した上で、運営助成金として必要な額を助成するように再度見直していただきたい。

【消防本部】

危機管理課

- 気象台より市町別に気象情報の警報や注意報が出るようになったが、危機管理については、危機管理課が主体性をもって、各課と協力しながら対応をしていただきたい。また、丸亀市地域防災計画に基づき災害発生時の職員初動対応マニュアルの見直しをすることだが、マニュアルの見直しに当たっては、災害発生時に効果的に機能できるよう、具体的な内容にしていただきたい。

【教育部】

文化課

- 埋蔵文化財の分布範囲内の開発行為については、事前に協議をするように以前から建設担当課にお願いをしているが、建設工事の際に市の関係課が埋蔵文化財のあることを知らなかったという事例があったことから、今後、こういったことがないように建設担当課等に再度周知をしていただきたい。